

氏 名	佐藤 卓利
-----	-------

(論文内容の要旨)

本論文は、介護保険という、日本における新しい社会サービス供給の仕組みを、政治経済学の視点から把握し、その運営の実際を基礎自治体（市町村）の現場において分析し、その政策課題を明らかにしようとしたものである。

論文は、序章と、11章の本文、終章から構成されている。

序章「介護の社会化と介護費用の社会問題化」では、政治経済学の視点から、高齢者の扶養と介護の経済的意味について考察したうえで、家族による高齢者の私的介護を社会化するに際して考慮されるべき介護の社会的費用とその負担、さらに家族介護の経済的評価としての介護手当の問題点と可能性について論じている。

第1章「介護の社会化と介護サービス市場の創出」では、日本における介護の社会化への動きが、介護保険という新たな制度の形成へと向かった過程を、それを推進した当時の厚生官僚の言説や、措置制度をめぐる厚生官僚や社会福祉研究者らの評価も検討しながら、跡づけている。このことを通して、介護保険制度という介護の社会化の形態が、介護サービスの市場化を生み出すとともに、地方自治体における住民と行政の自治能力の形成を課題としたことを論じている。

第2章「介護保険と介護サービス市場」では、社会福祉基礎構造改革のイデオロギーである市場原理主義と消費者主権を批判する視点として、イギリスの研究者が提起した「準市場」論を検討している。著者は、日本の介護保険制度も、準市場の仕組みであるにとらえ、福祉サービスにおける市民と専門家、あるいは住民と自治体との関係について考察している。

第3章「介護保険の導入とホームヘルプサービスの変容」では、介護保険導入以前のホームヘルプサービスの実際を、ヘルパーからの聞き取り調査等をもとに再構成し、介護保険の準備段階から実施直後の状況を振り返り、介護保険制度の導入がホームヘルプサービスにどのような変容をもたらしたかを分析している。

第4章「介護保険事業計画と『住民参加』」では、介護保険制度の運営主体である市町村に焦点を当てて、地方自治の視点から、市町村の第一期介護保険事業計画（1998年8月～2000年3月）の策定にあたって、住民・被保険者の意見を、どの程度反映したかを、検証している。

第5章「介護サービス供給の多元化と福祉公社」では、介護保険によるサービス供給事業主体が多元化するなかで、旧来型事業者である福祉公社の経営問題を、財団法人広島市福祉サービス公社を事例にとりあげて、詳細に検討している。

第6章「介護サービスの市場化と社会福祉法人の経営改革」では、介護保険制度の施行を契機に、行政からの経営的自立を迫られることになった住民参加型在宅福祉団体の経営改革の実態を、社会福祉法人京都福祉サービス協会の事例をもとに、考察している。

第7章「介護保険制度下の在宅介護支援センター」では、介護保険制度発足の10年前から基礎自治体に設置されていた在宅介護支援センターが、制度発足後どのような事業内容となり、いかなる経営課題を有するにいたったかを、京都市内のA市の事例をとりあげて、検討している。

第8章「介護保険制度の見直しと自治体福祉政策の課題」では、地方自治法において「住民と福祉の向上を図ることを基本」とすると規定されている地方自治体で

ある市町村が、介護保険制度の計画、実施過程において果たした役割と限界について考察するとともに、介護保険制度の限界を補うものとしての自治体福祉政策の課題を高年齢者福祉に限定して論じている。

第9章「基礎自治体による介護サービス市場の管理」では、介護保険制度の枠組みの下で、介護サービス市場が基礎自治体においてどのように管理されているのか、また介護保険によるサービスが高年齢者保健福祉サービスとどのように調整されているのか、その管理と調整の仕組みを分析している。これによって、介護保険が、介護サービス分野における市場化という側面と同時に、国による基礎自治体に対する統制という側面をもつことを明らかにしている。

第10章「基礎自治体による地域包括支援センターの運営」では、基礎自治体の介護保険運営を「介護サービス市場の管理と調整」という視点からとらえ、2006年の介護保険法改正以降の基礎自治体における介護保険運営を地域包括支援センターの活動に即して検討している。そこでは、財政的理由から介護保険給付抑制を目的とする介護サービス市場の管理強化がなされるなかで、市場外のサービスの調整が拡大、複雑化し、基礎自治体の負担が増大していく過程が明らかにされている。

第11章「介護サービス市場のなかの非営利組織」では、福祉サービス供給の多元化のなかで登場した非営利組織による介護サービスの実態と経営上の課題を、広島市福祉サービス公社及び生協ひろしまの福祉事業を事例に検証している。

終章では、本書のまとめとして、①介護サービスの社会のなかの位置、②市場化された介護サービスのなかでの個人と家族の性格、③市場領域と非市場領域の双方において機能する自治体と非営利組織の役割について論じ、介護サービスの市場的性格を、市民権＝基本的人権の具体化によって統制することが課題であると問題提起している。

氏名	佐藤 卓利
----	-------

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、日本の介護保険制度の発足から展開にいたる過程における、社会サービス供給の仕組みと実態を、政治経済学の視点から実証的に分析した労作である。これまで、介護保険制度についての研究は、主として社会福祉学の分野において進められてきており、政治経済学の視点からの研究はそれほど多くの蓄積はない。著者は、「介護の福祉化」という歴史的なパースペクティブから、介護保険が生み出した「介護サービスの市場化」を把握するという注目すべき視点を提示したうえで、制度が実際に運用されている基礎自治体の現場での実態を丹念に調査、分析し、政策的課題を具体的に提示した点で、多大な学術的成果を生み出したといえる。より具体的には、以下の点が評価に値する。

第一に、ややもすれば介護保険制度の技術的・制度論的な説明に終始し、理論的な把握がなされない傾向に陥りがちな介護保険制度下における介護サービスの分析において、政治経済学的視点から高齢者扶養の概念的整理を行なったうえで、介護の社会化、市場化の歴史的意味を明らかにした点が評価できる。さらに、著者は、イギリスのコミュニティケア改革の理論的支柱となった準市場論の、日本の介護サービス市場への適用をはかり、従来公的部門が一元的に担っていた財政とサービス供給とを分離し、財政の公的枠組みを残しつつ、サービスの多元化、市場化が進められたという理論枠組みを提示したことも、注目すべき点である。

第二に、上記の理論枠組みに基づいて、介護保険及び介護サービスの保険者でもあり運営主体でもある基礎自治体に注目し、社会福祉の分野における団体自治と住民自治のあり方、住民の自治能力の問題との関連を指摘したことも、本論文の大きな学術的貢献である。とりわけ、著者は、従来の措置制度から介護保険制度への転換過程のなかで、介護福祉計画が「住民参加」のなかでどのように決定されたかを検証したうえで、基礎自治体の福祉事業だけでなく、福祉公社や社会福祉法人、非営利組織などの多元的なサービス事業者に対して与えた作用についても十分に目配りをして検討していることは、大いに評価すべき点である。

第三に、その際に、徹底的な現場観察による実証分析がなされている点も注目される。著者は、介護保険制度の導入から計画決定、運用過程、さらに多元的なサービス事業者へのヒアリングや会議への同席等による観察を組み合わせ、介護サービスの運用における「管理と調整」のプロセスとメカニズムを実に説得的に描いている。そこでの問題把握も的確で、今後の介護保険制度や介護サービスの展開に対する政策論的な貢献ともなっている。

以上のように、本論文は、「介護の社会化」論と地方自治論の結合に示される理論的な分析枠組みの提示という点においても、基礎自治体と多元的なサービス事業体に焦点をあてた丹念な実証研究という点においても、介護保険制度と介護サービスをめぐる政治経済学的視点からの研究を前進させた学術的成果であるうえ、今後の介護保険制度の方向性についても多くの政策的示唆を与える、優れた論文であるといえる。

もっとも、今後深めるべき、いくつかの課題も残されている。第一に、イギリスにおける準市場理論の日本の介護保険制度への適用については、両国の制度的な基盤の違いを踏まえた、より批判的な視点が必要であろう。第二に、介護保険制度と密接な関係にある医療保険制度との関連も把握しておくことが、実態面だけでなく、国際比較の視点からも求められる。第三に、介護サービスの持続可能性を考慮

するならば、介護保険財政の現状分析や、税金投入の適切な比率等、今後の財源保障のあり方にも触れる必要があったと考えられる。最後に、著者は非営利組織の重要性を指摘しているが、非営利組織における介護サービス労働をはじめとする福祉労働者の劣悪な労働条件問題、それと関連した外国人介護福祉労働者の導入に示される福祉労働の「国際化」についても、言及が欲しかったところである。

とはいえ、以上の論点は、本論文の到達点をふまえ、今後の研究のなかで解決すべき新たな課題であり、本論文の学術的価値を何ら損なうものではない。

よって本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものとして認める。なお、平成21年9月18日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

様式 4

学識確認のための試問の結果

氏 名					佐 藤 卓 利				
(試問の科目・方法・判定)									
		(科 目)		(方 法)		(判 定)		(備 考)	
<u>専攻学術</u>									
		社会政策論		口頭		合格			
		福祉経済論		口頭		合格			
		労働経済論		口頭		合格			
<u>外国語</u>									
		英 語		口頭		合格			
		フランス語		口頭		合格			
(試問の結果の要旨)									
上記のとおり、専攻学術及び外国語の学力に関する試問の結果、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認した。									
平成 21 年 9月 18日									
試問担当者氏名									
岡田知弘									
久本憲夫									
諸富 徹									